

# 統一地方選挙のお知らせ

**詳細 選挙管理委員会事務局**  
 ●投票所入場券・選挙人名簿について = ☎84-0195  
 ●期日前投票・不在者投票について = ☎84-0196  
 ●その他 = ☎32-6764

## 4月24日(日) 苫小牧市議会議員選挙

### ● 苫小牧市で投票できる方

知事選挙	平成3年4月11日以前に生まれた方で、平成22年12月23日以前に苫小牧市に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上住んでいる方
道議会議員選挙	平成3年4月11日以前に生まれた方で、平成22年12月31日以前に苫小牧市に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上住んでいる方
市議会議員選挙	平成3年4月25日以前に生まれた方で、平成23年1月16日以前に苫小牧市に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上住んでいる方

### 投票できない方

- 「知事・道議会議員選挙」  
4月10日の投票日までに、道外へ転出した方
- 「市議会議員選挙」  
4月24日の投票日までに、他市町村へ転出した方

### ● 投票日当日に投票できない方は期日前投票(不在者投票)を

次のような理由で投票日に投票所へ行くことができない見込みの方は、期日前投票(不在者投票)ができます。なお、期日前投票(不在者投票)については宣誓書の記載が必要です。

- 仕事や学業、地域の行事、冠婚葬祭などがあるとき
- 用事や事故のため他市町村や他の投票区に外出、旅行、滞在しているとき
- 病気やけが、出産、体の障がいなどで歩行が困難なとき

不在者投票施設の指定を受けた病院や老人ホームなどに入院や入所しているときは、施設などで不在者投票ができます。

### ▶ 転入した方の不在者投票

● 市内の市町村から本市に転入の届け出(平成23年1月1日以後)をし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、知事・道議選挙に限って本市で不在者投票ができます。該当すると思われる方は、前住所地の選挙管理委員会に登録の有無を確認し、指示を受けてください。

### ▶ 転出する方の期日前投票(不在者投票)

● 本市の選挙人名簿に登録されている方で、知事・道議選挙の投票日までに市内の市町村に転出される方は、知事・道議選挙に限って本市で期日前投票(不在者投票)ができます。

● 本市の選挙人名簿に登録されている方で、すでに市内の市町村に転出した方は、知事・道議選挙に限り、本市へ来て期日前投票するか転出先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合、本市もしくは転出先の住民課で発行する「引き続き道内に居住している旨の証明書」の交付を受けてください。

なお、転出先で不在者投票をされる方は、この証明書を同封のうえ郵便などで苫小牧市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。

### ▶ 期日前投票(不在者投票)場所・期間・時間

選挙の種類	期日前投票(不在者投票)期間	
	市役所7階会議室 8時30分~20時	勇払出張所、のぞみ・沼ノ端コミセン 9時~17時
北海道知事選挙	3月25日(金)~4月9日(土)	4月2日(土)~4月9日(土)
北海道議会議員選挙	4月2日(土)~4月9日(土)	4月2日(土)~4月9日(土)
苫小牧市議会議員選挙	4月18日(月)~4月23日(土)	4月18日(月)~4月23日(土)

市役所は、土・日曜日でも中央玄関を利用できます。  
投票所入場券(紛失した方は免許証、保険証などの身分を証明できるもの)を持参してください。

### ● 投票所の一部変更について

第17回統一地方選挙から次の投票所が変更になります。

変更前投票所 住吉泉町内会館  
 ↓  
 変更後投票所 住吉コミュニティセンター

### 対象者 第17投票区

住吉町全域、泉町1丁目1~6番、泉町2丁目、字高丘6番地の一部、字高丘7~16番地、字高丘18~41番地にお住まいの方

# 第17回

## 4月10日(日) 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

### ● 投票所入場券(はがき)

選挙人名簿に記載されている住所に知事選挙・道議会議員選挙は3月24日ころまで、市議会議員選挙は4月17日ころまでに郵送します。

投票所入場券(はがき)は世帯単位の4人連記式で、5人目からは別のはがきになります。三つ折りはがきを表・裏両面から開き、中央と右側がそれぞれの入場券です。4人分の入場券になっていますので、それぞれハサミで切り離し、投票日に持参してください。投票所と受付を必ず確認してください。

投票所入場券の届いていない方、または紛失された方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

### ● 郵便等投票制度

身体障害者手帳か戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受け、その障がいなどの程度が次に該当する方が対象の制度です。

### ▶ 郵便等投票が利用できる方

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障がい = 身体障害者手帳が1・2級、戦傷病者手帳(移動機能の障がいを除く)が特別項症~第2項症
- ② 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい = 身体障害者手帳が1級・3級、戦傷病者手帳が特別項症~第3項症
- ③ 肝臓の障がい = 身体障害者手帳が1級~3級、戦傷病者手帳が特別項症~第3項症
- ④ 免疫の障がい = 身体障害者手帳が1級~3級
- ⑤ 要介護状態区分 = 要介護5

### ▶ 代理記載制度が利用できる方(郵便等投票ができる方に限る)

郵便等投票制度を利用できる方で、その障がいの程度が次のいずれかに該当する方が利用できる制度です。

- 上肢、視覚の障がい = 身体障害者手帳が1級、戦傷病者手帳が特別項症~第2項症

申請手続き 選挙管理委員会にお問い合わせください

### ● 選挙人名簿を縦覧します

- 知事選挙 3月24日(木) 8時30分~17時
- 道議会議員選挙 4月1日(金) 8時30分~17時
- ところ 選挙管理委員会事務局(市役所7階)

## 市政モニターを募集します

平成23年度の市政モニターとして、福祉に関心を持ち、まちぐるみで展開する「みんなでふくし大作戦」に積極的に参加していただける方を募集します

**募集人員** 10人以内  
**応募資格** 18歳以上(平成5年4月2日以前生まれ)で市内在住の方  
 高校生、高等専門学校3年生、公務員、地方公共団体の議会議員を除く  
**内容** 「みんなでふくし大作戦」で実施する各種事業を見学・体験し、意見を提出する

**任期** 1年間(委嘱の日から平成24年3月31日まで)  
**謝礼** 5千円(任期終了時に支払い)  
**申込書配布場所** 市民自治推進課(市役所7階)勇払・のぞみ出張所、各コミュニティセンター、植苗ファミリセンター、ホームページ  
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> 市民自治推進課(検索)  
**申し込み・詳細** 3月25日(金)までに住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、「福祉について思うこと」(400字以内で様式自由)を記載し、直接または郵送(必着)、Eメールで 〒053 8722 旭町4丁目5番6号 市民自治推進課 ☎(32)6152  
 ✉srinjit@city.tomakomai.hokkaido.jp

## 市民が行う文化芸術活動に助成します

市民文化芸術振興条例に基づき、23年度に市内で文化芸術活動を行う市民、団体などの事業に助成します

**対象** 市内に活動の本拠がある市民、団体など

**対象事業** ● 自主的な創作発表事業 = 音楽、演劇、美術、文芸など  
 ● 自主的な鑑賞提供事業  
 ● 講演会、研究会などの開催事業

**対象外の事業** ● 申請者の年間活動運営事業 ● 営利、宗教、政治活動を目的とする事業 ● 暴力団の利益に



と認められる事業 ● 特定の会員に限定した事業 ● 個人的な出版に限られる事業 ● 市または教育委員会からほかの補助金または会場使用料の免除を受ける事業 ● 学校、事業所内団体の部活動、サークル活動 ● けいこ、習いごとの発表会など

**助成額** 対象経費の50%以内(上限は50万円)  
**対象経費** は収入金額を控除した額(平成23年度から対象経費が改正になります)  
**申請書配布** 文化振興課、ホームページ  
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> 文化振興課(検索)  
**申し込み・詳細** 3月18日(金)までに申請書に必要事項を記入し、文化振興課 ☎(32)6752